

東陽ガスにおける「二重契約」の問題性

ユニオンネット―現場からの報告①

全国一般労働組合全国協議会東京東部労働組合
執行委員長 菅野 存

今号から、労働組合の争議や活動を「ユニオンネット―現場からの報告」と題して掲載していく（毎月上旬号掲載）。

第一回目の今回は、全国一般東京東部労働組合の菅野存執行委員長に、東陽ガスにおける争議についてご執筆をお願いした。わたしは、この争議を今年三月四日総評会館で行なわれたシンポジウム「労働者性の否定を許さない」の現場からの報告ではじめて知った。一人の労働者に対して「雇用契約」と「業務委託契約」を結ぶという「二重契約」という実態により、労働者から搾取していくシステムが巧妙に仕組まれていることに驚かされた。

「経費」と称して収入を奪われ、足りない部分は「借金」として貸し付けられる。労働者は「借金漬け」にされ会社をやめることもできない。耳を疑うことばかりである。

はじめに

「雇用契約」と「業務請負契約」という二重の契約。一人の労働者に二つの契約。このような業務形態に私は初めて直面した。なぜ二重契約を結ばせるのか、その答えはすぐに明らかになった。雇用契約に加え業務請負契約をあえて結ぶことによって、労働者から本来は会社が負担すべき経費を「回収」するためなのだ。非常に巧妙な搾取のシステムである。

以下、この二重契約によって労働者からの収奪が行なわれている実態を「東陽ガス」の労働者が置かれている実態から見ていきたい。

一 当事者

「東陽ガス株式会社」は埼玉県春日部市に本社を置くプロパンガスの配送会社である。従業員

も、「自賠責」「重量税」「自動車税」「損害保険」「管理費」などの項目が明細に並び、それぞれ金額が控除されているのである。

なお、収入の明細も、雇用契約と業務委託契約という二重契約を反映してか、「給与支給明細書」と「外注費明細」の二本立てとなっており、前述の「経費」は外注費明細の中に現れるのである。

このように、業務委託契約に係る経費として、様々な名目で収入からの控除が行なわれているのであるが、前述②「保安・点検」に係る業務委託契約の契約書を見ると、「容器交換時等供給設備点検」が業務内容となっている。また、③「配管工事」に係る業務委託契約書においては、「ガス配管工事、設備工事、その他の業務」が業務の内容となっている。しかし、配送員はもっぱらプロパンガスボンベの配送を行なっているのであって、「保安・点検」や「配管工事」などは行なっていない。すなわち、配送員は実態としては雇用契約に係る業務を行なっているのであって、二本の業務委託契約は実態のない、いわば「カラ契約」とも言えるもののなのである。

なぜ、会社はあえて二重契約を締結するのであろうか。一つには、収入からの控除を行なうにあたって、労働基準法違反を巧妙に回避するためである。労働基準法二四条では、「賃金の金額払い」原則を定め、原則として賃金からの天引きを行なうことはできない、としている。

員は二四〇人、業界では全国一六位の規模である。

東陽ガスは同時に、プロパンガス業界最大手で東証一部上場の「日本瓦斯」（ニチガス）の「協力会社」と位置づけられている。しかし実態は、ニチガス株の五・六％を保有し、その出資率は第二位であるなど、ニチガスとの結びつきは「協力会社」以上のものである。

その東陽ガスにおいて、プロパンガス配送に従事する労働者三〇名が二〇一〇年一月一日、「全国一般東京東部労働組合東陽ガス支部」を結成した。二重契約から生じる「借金漬け労働」を解消し、働きやすい職場を求めている決意であった。

しかし、業務委託契約であれば労働基準法の適用はないので、「経費」名目で収入からの控除を行なうことができる。第二には、車両などの生産手段、および生産手段を保有・使用することによって発生する種々の経費―ガソリン代や車検代、税金や保険など―を労働者に負担させることができる。

本来、純然たる業務委託契約であれば、業務の遂行は業務を委託された者（被委託者）の裁量で行なうものであり、基本的に委託者は被委託者に業務の遂行に関して指揮命令をしたり、業務に従事する時間を決めたりすることはできない。しかし、東陽ガスにおいては、会社はこの二重契約を根拠に、経費を配送員に負担させることで会社として負うべきリスクを回避しながら、同時に労働者である配送員を指揮命令できるのである。いわば、業務委託契約と雇用契約の「いいとこ取り」を行なっているのである。この「二重契約」により、東陽ガス配送員は次に述べる「借金漬け労働」とも言える前時代的な状況に置かれることになるのである。

2 「借金漬け労働」

―働くほどに「借金」が膨らむ地獄

東陽ガス配送員に対し、業務委託契約を締結することによってガソリン代や車両リース代など、本来は会社が負担すべき経費を労働者に負担させていることについては先に述べたとおりであるが、その結果としてどのような事態が労

労働の実態と問題点

―「名ばかり労働者」「借金漬け労働」

1 「名ばかり労働者」

―雇用契約と業務委託契約の「二重契約」

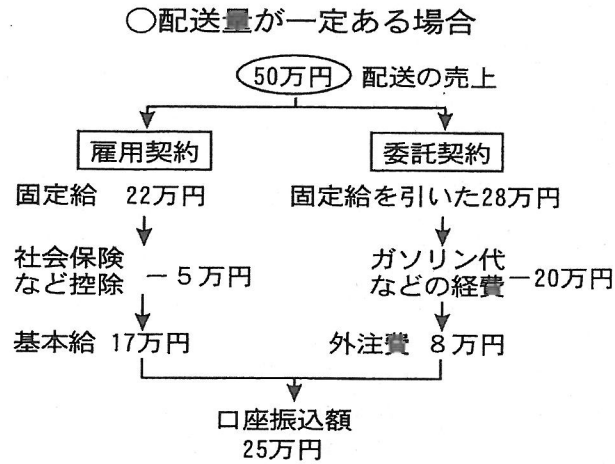
東陽ガスにおいては、一人の労働者が計三本の契約を締結している。具体的には、雇用契約が一本、業務委託契約が二本、すなわち、①配送に係る雇用契約、②「保安・点検」に係る業務委託契約、③「配管工事」に係る業務委託契約である。

雇用契約と業務委託契約という「二重契約」により、東陽ガス労働者は、会社から業務の指揮命令を受け、時間管理や業務の報告が義務づけられるという完全な労働者性を有しながらも、業務委託契約の存在により、その業務にかかる経費を労働者自ら負担するという異常な状況のままで働いている。

具体的には、配送に使用するトラックのリース代、ガソリン代、車検代、果てはトラックに搭載するカーナビの代金などが「経費」として収入から控除されるのである。

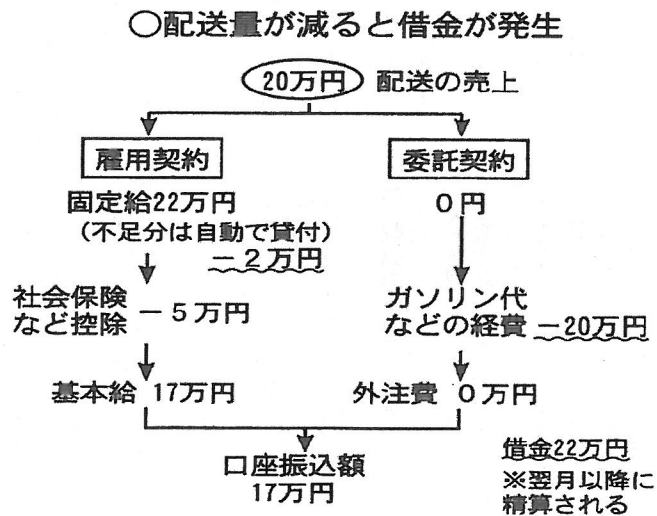
ある月の配送員の「経費」明細を見てみると、「燃料費」五万〇六一六円、「車検」二万〇八八八円、「タイヤ」三万二五四四円、「車輛管理費」六万三九九二円、「任意保険」二万四四八一円、が控除されている。その他に

図表1



(出典：連合通信隔日版 2010 年 12 月 26 日 No. 8406)

図表2



(出典：連合通信隔日版 2010 年 12 月 26 日 No. 8406)

働者に降りかかるのである。それは、前時代的な「借金漬け労働」である。

(1) 「ゼロベース」からの計算

「売り上げ」を「雇用」「業務委託」部分に分配

概要はこうである。

まず、配送員の収入はまったくの「ゼロベース」から計算が始まる。プロパンガスボンベ一本の配送につき、単価が設定されている。それを積み上げたひと月あたりの「売り上げ」を雇用契約上の「賃金」と業務委託契約上の「外注費」にそれぞれ分配する。そして「外注費」部分の収入から経費を差し引き、残った分を「賃金」と合算し、それが配送員の手取りとなる、というものである。

これだけではわかりづらいので、図表を使いながら説明してみる。

【例1】まずは配送本数が一定程度確保された「比較的まし」なケース（図表1参照）。月の「売り上げ」、つまりボンベ一本あたりの単価をひと月積み上げた金額が50万円の場合である。

「売り上げ」50万円を雇用契約（賃金）部分と業務委託契約（外注費）部分にそれぞれ分配する。賃金部分は「固定給」とされ、一律に総支給額として22万円が計上される。その22万円より社会保険・雇用保険・所得税などが控除される（これらはおよそ5万円程度であるため、便宜上5万円としておく）。そ

て控除後の残り17万円が「差引支給額」となる（図表1の左ルート）。

もう一方、「売り上げ」50万円から「固定給」22万円を引いた残り、28万円が「外注費」の計算ベースとなる（図表1の右ルート）。その28万円から先に述べた「経費」が差し引かれる。「経費」の合計は多少の変動はあるものの、おおむね約20万円であるので、便宜上20万円としておく。28万円から「経費」20万円を差し引いた残り、8万円が「外注費」として「賃金」と合算され、「賃金」17万円に「外注費」8万円を足した25万円が配送員の口座に振り込まれ、その月の収入となるのである。

【例2】次に、配送本数が少なく、それに伴って「売り上げ」が確保できなかったケース（図表2参照）。月の「売り上げ」が20万円の場合である。

まず、例1と同じく、「売り上げ」20万円が「賃金」部分と「外注費」部分に分配される。例1とは異なり、「固定給」22万円に対して「売り上げ」が不足している。しかし、「固定給」には22万円が計上される。そして「固定給」22万円から「売り上げ」20万円を引いた2万円が「固定給調整金」として会社からの貸付金扱いとなる。ただ、額は22万円であるため、そこから例1と同様、社会保険・雇用保険・所得税など5万円が控除、残りの17万円が「差引支給額」として明細に現れることは

変わらない（図表2左ルート）。しかし、支給額が17万円と減っているにもかかわらず、「固定給調整金」名目で、ここで2万円が会社への「借金」となることに注意が必要である。

次に右ルート、「外注費」の部分である。「売り上げ」20万円がすでに「賃金」部分に分配されてしまっており、残りはゼロ円、この「ゼロ円」がこのケースにおける「外注費」の計算ベースとなる（図表2の右ルート）。「外注費」はゼロ円スタートにもかかわらず、この「ゼロ円」から「経費」が差し引かれる。具体的には、0から20万円を引いてマイナス20万円となり、「マイナス20万円」がその月の外注費という状態が現れる。この「マイナス20万円」が「処理不能未回収金」との名目で、外注費の明細の欄外に計上されるのである。

表面的には「外注費」ゼロ円に「賃金」17万円を足して17万円が配送員の口座に振り込まれる。しかし実際には、「処理不能未回収金」が会社への「借金」となるのである（先に述べた「固定給調整金」が発生しているの、これを含めると22万円が「借金」となる）。そしてこの「借金」であるが、たとえば翌月の「売り上げ」が一定程度あり、当月の経費を差し引いた「外注費」の残りが例1と同じく8万円となったとしても、前月の「借金」が差し引かれるという事態が生じる。そしてまた「借金」が積み上がっていくのである。つまり、いったん「借金」が発生すると、その状況を抜

け出すのは困難となり、まさに蟻地獄的な状況に配送員はおちいつてしまうのである。

(2) 「借金漬け」回避は困難

― 配送量・地域は会社が決定

組合員によれば、以前は一定量の配送本数が必ずあり、このやり方でも収入は一定確保されていた。各配送員が顧客を持ち、配送地域も決まっていたからである。しかし、二〇一〇年八月、会社は、配送先を無作為に各配送員に指定する制度を開始した。前日の夜、翌日の配送先と配送本数が各配送員の携帯端末に配信されるという仕組みだ。

このため、業務の効率が大幅に悪化することになった。これにより、「一本のポンペを二〇キロ先の家に配送する」という不合理な指示が頻繁に行なわれるようになったのである。配送のための距離が増えるということは、それだけ燃料の消費を招く。ガソリン代が余計にかかるということである。また、配送にかかると距離が増えれば、それだけ時間をくうようになり、一日あたりの配送本数は必然的に減少する。つまり、配送員は「経費だけかかって売り上げはあがらない」という事態におちいり、それにより「借金」を抱える配送員も増えていったのである。組合の調べでは、ほとんどの配送員がこの「借金」を抱えており、その額が数十万円から百万円単位に積み上がっている配送員も存在する。

の配信を一方的に停止してきたのである。「配信停止」＝業務の取り上げである。配送がないということは、前に述べたシステムから、収入の低下に直結する。そして「借金」がより積み上がることになり、生活の維持がますます困難となる。最大の組合つぶし攻撃である。

組合はただちに反撃を開始した。配信停止を撤回するよう、翌一月一日に会社への抗議申し入れ、二〇日には社長宅への要請行動。そして二日には東陽ガスに対し支配を及ぼしているニチガス本社（中央区八丁堀）前での抗議行動と、連続的な大衆行動を展開したのである。前時代的な「借金漬け労働」を強いておきながら、その撤廃を求めて立ち上がった労働者に露骨な攻撃を行なう。東陽ガス組合員の怒りは大きなものがあった。結果、一月二四日、春日部本社にて団体交渉が行なわれ、その場で会社は配信停止の撤回を表明した。組合の勝利である。

組合は引き続き、管理費の撤廃・返還など、「借金漬け労働」の撤廃を求め、団体交渉を行なっている。しかし、会社はまったく根本的な解決案を示そうとしない。それどころか、「プロパンガスは冬場がかき入れ時なので、これから配送料が増える。そうすれば収入も増える」「東陽ガス配送員の収入は、他社と比べ、低いというとはなく、むしろ高い」など、結局は「だから現状を受け入れろ」という回答に終始している。また、「借金漬け労働」などと言

また、会社は配送員の新規採用を断続的に行なっている。その結果、配送員が増えることにより、一人当たりの配送本数は減少することになる。通常であれば、従業員を増やせばそれだけ人件費やコスト、経費の会社負担は大きくなる。しかし、東陽ガスにおいては、経費は配送員負担であるので、会社としてはまったく問題はないということになるのであらうか、とにかく会社は、「人を増やすな」という組合の要求に応じる構えは見せていない。

(3) 使途不明の「管理費」

また、配送員には「経費」の他、使途不明の「管理費」毎月三万九〇〇〇円が「外注費」から控除されている。「管理費」導入の際の会社からの通知文にはこうある。

「管理費については、皆様ご承知の通り、法規制の強化及び様々な会社負担分が増加して会社の収支を圧迫しております」「例えば……事務所経費、事務経費、傷害保険、健康診断、作業服、他にも多々経費が生じております」

現在、組合はこの「管理費」徴収の撤廃、返還を求めているが、使途についての会社の説明はまったく曖昧であり、前記会社の通知文とおりのものであるとすれば、まさしく会社として負担すべき経費の押しつけの最たるものである。

われるのは心外。それ相応のものは支払っている」などと言いつつ、これには組合員も憤慨、「実際に生活が成り立っていない。もっと現実を考えろ」との声を団体交渉で会社につけていく。

「二重契約」と「借金漬け労働」。労働者でありながら会社が負担すべきリスクを背負わされる。そしてそれが背負いきれなくなるとことん追及される。このような労働が行なわれていて良いはずはない。しかし、それが現実に行なわれている。そしてこのような経営者にとって「いいとこ取り」の働かせ方、経営者の負担をすべて労働者に背負わせる、経営者にとって「うまみ」のある働かせ方。今後、経営者の間に広がっていく懸念はないと言い切れるだろうか。そのような「うまみ」に味をしめる経営者を出さないためにも、全国一般東京東部労組東陽ガス支部は闘いを強めていく。

（ずのあり）

(4) 「辞めたくても辞められない」

― 会社との金銭貸借契約

収入が少なく、生活の困窮を強いられる配送員。その配送員に対し、会社は「生活資金」などの名目で貸付を行なっている。連帯保証人を立てさせ、金銭貸借契約を結んでお金を貸し付けるのである。返済金は毎月の「賃金」から控除される。その契約書には「返済未了前に会社を退職するときは、直ちに残金全額を一括して会社に返済しなければならない」との条項がある。つまり、返済ができない状況であれば、いつまでも退職できないことになる。文字どおり「借金漬け」であり、前時代的労働が東陽ガスにおいては行なわれているのである。

三 闘いの経過と現状

「二重契約」から発生する「借金漬け労働」の撤廃を求め、東陽ガス配送員は労働組合を結成した。二〇一〇年一月一日、会社に対して結成通知を行なうとともに、この問題について相談をしていながら加藤晋介弁護士とともに、厚生労働省記者クラブでの記者会見を行ない、組合の結成と東陽ガスにおける労働の実態について訴えた。

会社は結成直後から、組合つぶしの攻撃を行なってきた。記者会見への出席を「業務放棄」として、出席した二〇名以上の組合員への業務

60th ANNIVERSARY 新自由主義か新福祉国家か

民主党政権下の日本の行方 定価 2,415 円(税込) 四六判 420 頁

「新しい政治」
「新しい福祉国家」
をつくるために！

渡辺 治 岡田知弘
(一橋大学) (京都大学)
二宮厚美 後藤道夫
(神戸大学) (慶応文科大学)

- 第1章 政権交代と民主党政権の行方
- 第2章 世界同時不況と新自由主義の転換
- 第3章 構造改革による地域の衰退と新しい福祉国家の地域づくり
- 第4章 構造改革が生んだ貧困と新しい福祉国家の構想

旬報社

〒112-0015 東京都文京区目白台 2-14-13
Tel: 03-3943-9911 FAX: 03-3943-8396

<http://www.junposha.com>